

様式第3号

<input type="checkbox"/> 3階直結直圧式給水 <input type="checkbox"/> 直結増圧式給水			条件承諾書
			令和 年 月 日
志木市水道事業 志木市長			
			給水装置工事申込者
			住所 氏名 電話番号
			印
設置場所	志木市 丁目 番 号		
(建物の名称)			
工事施工者	氏名又は名称		
	電話番号		
<p>3階建直結直圧式給水及び直結増圧式給水について、次のことを承諾いたします。</p> <p>1 3階建直結直圧式給水に関する事項 直結直圧式給水は、断水や水圧低下のとき、受水槽のような貯留機能がないため、水の使用ができなくなることを承知しています。</p> <p>2 直結増圧式給水に関する事項 (1) 故障時の対応 ア 停電や故障により増圧給水設備が停止したとき又は水圧低下により一時的な取水不良が発生したときは、直結給水栓を使用します。 イ 直結増圧式給水は、断水や水圧低下のとき、受水槽のような貯留機能がないため、水の使用ができなくなることを承知しています。</p> <p>(2) 定期点検 増圧給水設備及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、使用者の費用で1年に1回以上の定期点検を行うとともに、必要となる修繕を行います。</p> <p>3 3階建直結直圧式給水及び直結増圧式給水に共通する事項 (1) 損害賠償 直結直圧式給水及び直結増圧式給水に起因して、逆流又は漏水が発生し、上下水道部、他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償します。</p>			

(2) 管理人等の継承

所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人にこの装置が条件付であることを熟知させます。

なお、部屋の賃貸をするときは、本給水装置が条件付であることを関係者に熟知させます。

(3) 既設給水管の使用責任

既設給水管の使用により、直結直圧式給水又は直結増圧式給水とした場合は、これに起因する漏水及び赤水等が発生したときは、配管の布設替え等を所有者又は使用者の責任において行うこととし、上下水道部の指示に従い速やかに改善いたします。

(4) 水道メーターの管理

水道メーターは指針に支障とならないように維持管理いたします。

なお、支障が生じた場合は、上下水道部の指示に従い所有者又は使用者の費用で速やかに改善いたします。

(5) 水道メーターの取替え

計量法に基づく水道メーターの取替え及び水道メーターの異常等による取替えには、上下水道部に協力し断水することを承諾いたします。

(6) 条例及び規則の遵守

上記各項のほか、取扱い上必要な事項については、志木市水道事業給水条例及び規則、施工基準等を遵守して施行いたします。

(7) 紛争の解決

上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結直圧式給水又は直結増圧式給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、上下水道部には一切ご迷惑をかけません。